

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	12 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	9 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	16 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	14 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月から47年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められ、47年4月から50年2月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。また、50年12月から51年3月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認められることから、還付についての記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年5月から50年2月まで
② 昭和50年12月から51年3月まで

申立期間①について、私は、昭和50年2月にA市内の会社に就職するまでB町の実家でC業を手伝っており、私の両親が自分たちの保険料と併せて私の保険料を納付してくれていたはずである。申立期間①の保険料を納付していた事実を認めてほしい。

申立期間②について、社会保険庁の記録では当該期間の国民年金保険料は還付されたことになっているが、私の記憶に無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 A社会保険事務所の保管する国民年金手帳記号番号払出簿において、申立人が20歳となる昭和44年*月ごろに払い出された記号番号のうち、名が異なるものの、^{うじ}氏、生年月日、国民年金手帳記号番号の払出市町村及び住所変更記録が申立人と一致する同手帳記号番号(記号番号* D名義)が存在する上、当該未統合記録は、社会保険庁のオンライン記録による氏名検索結果でも申立人のほかに該当する者が見当たらない。

また、当該国民年金手帳記号番号について、i) 社会保険事務所の保管する特殊台帳(マイクロフィルム)によると、氏名「D」と記入されており、申立人の名に訂正された形跡があること、ii) 昭和50年12月から51年6月ま

での国民年金保険料は還付手続がされているが、還付手続がされた期間のうち、51年4月から同年6月までの還付については、E社会保険事務所が保管する還付整理簿によると、「氏名F」に還付されていることが確認できる。

以上のことから、D名義となっている国民年金手帳記号番号*は、申立人の手帳記号番号と推認できる。

さらに、当該国民年金手帳記号番号について、社会保険庁のオンライン記録及び社会保険事務所の保管する特殊台帳によると、申立期間①のうち、i) 昭和45年4月から47年3月までの期間は申請免除期間となっていること、ii) 47年4月から51年6月までの期間は付加保険料を含めて納付済期間の記録となっていることが確認できることから、申立期間①当時、保険料を併せて納付していた申立人の両親の納付記録と一致がみられる。

一方、申立期間①のうち、昭和44年5月から45年3月までの国民年金保険料は未納となっているが、申立人の両親も「G年金制度が始まる前に国民年金保険料を夫婦二人分だけまとめて支払った記憶がある。」と述べている上、昭和45年度及び46年度は申請免除期間となっていることから、納付困難な状況にあったことがうかがえ、ほかに当該申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 2 申立期間②について、E社会保険事務所が保管する還付整理簿により、「氏名D」で還付決定通知書が送付されたため、返送され時効消滅していることが確認できる上、還付金額も誤っていることから、申立人に申立期間②の保険料は還付されていないものと推認される。
- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月から47年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められ、47年4月から50年2月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。また、50年12月から51年3月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から49年3月まで

私の国民年金加入手続は、私の夫がA市B区役所で行ってくれた上、申立期間の国民年金保険料も夫が自分の分と併せて同区役所で納付してくれていたはずなので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続及び保険料を納付したとするその夫は、申立人と昭和48年に結婚したのを契機に、将来に備えるため申立人に国民年金の加入を勧めたとしており、i) 申立期間に係る夫自身の国民年金保険料を納付してから、自身の過去の未納期間及び申請免除期間に係る保険料をさかのぼって納付していること、ii) 申立期間以降の夫婦の保険料についても、一部の期間で前納していること、iii) 夫自身の昭和36年4月から60歳到達までの期間に未納期間は無いことが確認できる上、申立人についても国民年金加入後は申立期間を除くと60歳到達までの期間に未納期間が無いことから、結婚後の申立人及びその夫の保険料納付意識は高かったものと認められる。

また、申立期間後(昭和49年4月から申立人の夫が60歳到達により保険料納付が完了した平成元年5月までの期間)の納付年月日が確認できる夫婦の国民年金保険料は、その納付年月日がすべて一致していることから、申立人の国民年金加入後は、申立人及びその夫の二人分の保険料を一緒に納付していたことがうかがわれる。

さらに、申立人の国民年金手帳は昭和49年3月27日に発行されており、申立人の国民年金加入手続はこのころに行われたものと推認できるところ、i) その夫の申立期間に係る国民年金保険料は49年3月25日に納付されているこ

と、ii) 申立人の46年4月から48年3月までの保険料は49年4月30日に納付されていること、iii) 申立人及びその夫の昭和49年度保険料は第1期から第3期までが49年8月16日に、第4期が50年3月31日に納付されていることを踏まえると、その夫が申立期間の保険料のみを納付しなかったものとは考え難い。

加えて、申立期間前後の国民年金保険料は、納付書により金融機関で納付されているところ、申立人の夫の申立期間に係る保険料は、B区役所の現金(分任)出納員の領収印が確認できることから、その夫は同区役所の国民年金窓口で納付書を使わず納付したものとみられ、この際、併せて申立人の国民年金加入手続を行い、申立期間に係る夫婦二人分の保険料を一緒に納付したものと考えることは不自然でない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年11月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月から45年3月まで

私の国民年金は、私が短大在学中に20歳に到達した際に亡母が加入手続きをした上、保険料を納付してくれていたはずなので、申立期間が未納期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の亡母は、昭和36年4月の国民年金制度開始当初から国民年金に加入しており、60歳の期間満了までの期間に保険料の未納が無いなど、その亡母の保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間は5か月と短期間であり、申立人は申立期間前後の保険料をすべて納付している上、申立期間当時、申立人の住所に変更は無く、その生活状況にも大きな変化がみられないほか、申立人の亡母が申立期間当時に保険料の納付を行うことが困難な経済状況にあったことをうかがわせる事情も見当たらない

さらに、A町の国民年金被保険者名簿の検認記録欄から、申立期間直前の昭和44年10月及び直後の45年4月の保険料納付年月日は、それぞれ45年4月6日及び同年4月30日であることが確認できることから、申立人の亡母が申立期間の保険料を未納のままにしておいたものとは考え難く、同月に保険料を納付したのと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和31年3月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年3月31日から同年8月1日まで
昭和28年4月1日にA社に入社し、県内の営業所等を転勤して、58年4月30日に同社を退職した。

昭和31年3月31日にA社D支店から同社E営業所に転勤し、同営業所には33年3月31日まで勤務していた。

社会保険庁の記録では、昭和31年8月1日からA社C支店で厚生年金保険の加入記録となっているが、申立期間は同社E営業所に勤務し、厚生年金保険料は給与から控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社D支店及び同社E営業所で一緒に勤務していた複数の同僚の供述内容から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和31年3月31日にA社D支店から同社E営業所へ異動）、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社E営業所において、申立人と一緒に勤務していた複数の同僚は、社会保険事務所の記録から申立期間について、同社C支店において厚生年金保険の加入記録が確認できることから、同社E営業所における厚生年金保険の適用事業所は同社C支店であったと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭

和 31 年 8 月の社会保険事務所の記録から 1 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

北海道厚生年金 事案 1479

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社の資格喪失日に係る記録を昭和48年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年1月10日から同年4月1日まで
② 昭和48年5月31日から同年6月1日まで
③ 昭和47年4月1日から48年5月31日まで
④ 昭和56年12月27日から57年2月1日まで
⑤ 昭和56年6月12日から同年12月27日まで
⑥ 昭和57年2月2日から同年4月1日まで
⑦ 昭和57年4月1日から同年10月10日まで

申立期間①及び②については、A社に勤務し、B業務を担当していたので、厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料等はないが、両申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

申立期間③については、A社に勤務し、月額25万円から45万円程度の給与を受給していたが、社会保険事務所の記録によると、標準報酬月額が低くなっているので訂正してほしい。

申立期間④については、C社に勤務していたので、厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料等はないが、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

申立期間⑤については、C社に勤務し、月額30万円程度の給与を受給していたが、社会保険事務所の記録によると、標準報酬月額が低くなっているため、訂正してほしい。

申立期間⑥については、D社に勤務しており、給与明細書もあるので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

申立期間⑦については、D社に勤務し、月額 60 万円から 160 万円程度の給与を受給していたが、社会保険事務所の記録によると、標準報酬月額が低くなっているため、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間②について、i) 申立人が所持している申立期間②当時の手帳に、昭和 48 年 5 月 31 日に当該事業所を退職したことが記載されていること、ii) 申立期間②当時に当該事業所の経理事務を担当していた者が、当該事業所の給与締切日が月末であったと述べていること、iii) 申立人と同職種の同僚が保管していた自身の給与明細書から、当該事業所の給与は月給制であることが確認できること、iv) 社会保険事務所の記録から当該事業所において月末に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる者が、間違いなく月末まで勤務していたと述べていることから判断すると、申立人は申立期間②においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、前述の同僚が保管していた給与明細書によると、当該事業所の厚生年金保険料の控除は当月控除であることが確認でき、当該同僚の厚生年金保険被保険者資格喪失日が属する月の保険料も控除されていることから、申立人の昭和 48 年 5 月分の保険料も給与から控除されていたものと認められる。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、申立人に係るA社における昭和 48 年 4 月の社会保険事務所の記録から、7 万 6,000 円とすることが妥当である。

また、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間②当時の資料が無く不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 48 年 6 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 5 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の被保険者資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 5 月の保険料についての納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間①について、申立人が所持している手帳のメモ及び申立人と一緒に勤務していた同僚の供述から判断すると、申立人が、昭和 47 年 1 月からA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、当該事業所は昭和 49 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることから、当時の事業主に照会したが、「当時の資料は何も残されておらず、記憶も無い。」と述べており、申立人の当該事業所における勤務期間や厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、社会保険事務所の記録により、申立期間①当時に当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、経理事務を担当してい

た者が、「申立人の名前には記憶は無いが、B職は入社後に研修があり、試用期間があったと記憶している。試用期間は厚生年金保険に加入させておらず、保険料も控除していなかった。」と述べている上、申立人と同じくB業務を担当していた者は、「申立人とは同時期に入社し、私が転勤になるまで一緒に勤務していた。」と述べているところ、当該同僚の当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格取得日は、申立人と同日の昭和47年4月1日であることが社会保険事務所の記録により確認できる。

さらに、申立人が申立期間①において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 申立期間③について、申立人は、A社における標準報酬月額の変動について申し立てているが、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる資料は無い上、当時の事業主も資料は残されていないとしていることから、申立人の申立期間③に係る事実を確認することができない。

また、社会保険事務所の記録により、申立期間③当時に当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、経理事務を担当していた者が、「B職の給与はコミッション制であり、基本給は低く、歩合給の割合が非常に高かったと記憶している。社会保険事務所に届け出た標準報酬月額に基づき、厚生年金保険料を控除していた。」と述べている。

さらに、申立人と同じくB業務を担当していた者は、「当該事業所の給与は基本給と歩合給からなっており、厚生年金保険料は、基本給と役職手当についてのみ控除されていた。」と述べているところ、当該同僚が所持している昭和47年4月分及び48年1月分の給与明細書によると、その報酬月額に見合う標準報酬月額は、社会保険事務所の記録より高い標準報酬月額であるものの、控除されている厚生年金保険料に見合う標準報酬月額は、社会保険事務所の記録と一致していることが確認できることから、申立人についても、社会保険事務所の記録に基づいた厚生年金保険料が控除されていたものと推認できる。

このほか、申立期間③の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間③においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた

ことを認めることはできない。

- 4 申立期間④について、C社は、平成4年4月30日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の当該事業所における勤務期間や厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立人が名前を挙げた同僚は、「時期は覚えていないが、申立人と一緒に勤務し、B業務を担当していた。自分は当該事業所で継続して勤務していたが、仕事が無い時は働いておらず、給料も全額もらっていなかったような気がする。」と述べているところ、社会保険事務所の記録によると、当該同僚は申立人と同日の昭和56年12月27日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認でき、その後の当該事業所における勤務期間についても厚生年金保険の加入期間に空白期間が存在することが確認できる。

さらに、申立期間④当時はアルバイトとして勤務し、その後正社員になったとする者は、「当該事業所において、自分が正社員になってからの厚生年金保険の加入記録にも空白期間があるが、当時、社員は期間雇用者扱いであり、年末に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していた。空白期間については厚生年金保険には加入しておらず、保険料も控除されていなかった。」と述べている。

加えて、申立人の当該事業所における雇用保険の加入記録と厚生年金保険の加入記録は合致している上、申立人が所持する厚生年金基金連合会からの通知書に記載された申立人の厚生年金基金の加入記録も、当該期間と合致している。

その上、申立人が申立期間④において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間④の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 5 申立期間⑤について、申立人が所持する給与明細書から、昭和56年7月分から同年11月分までについては、申立人が主張するとおり、報酬月額に見合う標準報酬月額は、社会保険事務所に届け出られた標準報酬月額よりも高い額となることが確認できる。

しかしながら、給与明細書に記載された厚生年金保険料控除額は、社会保険事務所に届け出られた標準報酬月額を基に当時の厚生年金保険料の料率及び被保険者の負担割合を乗じて得られた額と同額である。

申立人は、C社における申立期間⑤の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及

び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになるものとされ、申立人の場合、事業主により給与から控除された厚生年金保険料に基づく標準報酬月額（20万円）は、社会保険事務所に届け出られた標準報酬月額（20万円）と同額であり、申立人が主張する報酬月額に基づく標準報酬月額に見合う保険料控除は行われていないことが確認できることから、記録を訂正する必要は認められない。

- 6 申立期間⑥について、申立人が所持している給与明細書及び申立人と一緒に勤務していた同僚の供述から判断すると、申立人が、昭和57年2月からD社に勤務していたことが確認できる。

しかし、申立人が所持する給与明細書によると、昭和57年2月分及び同年3月分の給与からは、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、当該事業所は平成3年3月11日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることから、当時の事業主に照会したが、協力を得ることができず、申立人の当該事業所における厚生年金保険の適用や保険料の控除について確認できない。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚は、「申立人とは同時期に入社し、一緒に勤務した。」と述べているところ、当該同僚の当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格取得日も、申立人と同日の昭和57年4月1日であることが社会保険事務所の記録により確認できる。

加えて、申立人の当該事業所における雇用保険の加入記録と厚生年金保険の加入記録は合致している。

このほか、申立人の申立期間⑥における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間⑥に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 7 申立期間⑦について、申立人が所持する給与明細書から、申立人が主張するとおり、報酬月額に見合う標準報酬月額は、社会保険事務所に届け出られた標準報酬月額よりも高い額となることが確認できる。

しかしながら、給与明細書に記載された厚生年金保険料控除額は、社会保険事務所に届け出られた標準報酬月額を基に当時の厚生年金保険料の料率及び被保険者の負担割合を乗じて得られた額より低い額である。

申立人は、D社における申立期間⑦の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになるものとされ、

申立人の場合、事業主により給与から控除された厚生年金保険料に基づく標準報酬月額（11万8,000円）は、社会保険事務所に届け出られた標準報酬月額（15万円）より低い額であり、申立人が主張する報酬月額に基づく標準報酬月額に見合う保険料控除は行われていないことが確認できることから、記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を平成4年12月から5年2月までは47万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年12月1日から5年3月1日まで
申立期間については、社会保険事務所の記録によると、標準報酬月額が20万円に引き下げられているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録においては、当初、平成4年12月から5年2月までの申立人の標準報酬月額は47万円と記録されていた。

しかし、同記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった5年11月16日から1年以上経過した6年12月28日付けで、申立人を含む12人の標準報酬月額の記録が訂正されて引き下げられており、申立人の場合、標準報酬月額が4年12月から5年2月までは20万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、商業登記簿謄本によると、申立人は、当該事業所の取締役であったことが確認できるが、i) 社会保険事務所の記録によると、申立人の当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は平成5年4月1日であり、適用事業所に該当しなくなる7か月以上前に被保険者資格を喪失していること、ii) 申立人は、「当該事業所では、取締役部長としてB業務を担当していたが、同年3月31日に当該事業所を退職し、それ以降は一切のかかわりは無い。」と述べていること、iii) 申立人と一緒に勤務していた同僚が、「申立人は、B業務部長としてB業務専門に仕事をしており、社会保険関係の事務等は一切行っていなかった。当時、B業務を担当していた他の従業員にも確認したが、申

立人は、会社が倒産する数か月前に自分たちより先に退職した。」と述べていることから判断すると、申立人は、^{そきゅう}遡及訂正が行われた6年12月28日には、当該事業所の業務に関与しておらず、標準報酬月額^{そきゅう}の遡及訂正について関与していなかったものと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から平成4年12月から5年2月までは47万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、平成14年1月から15年5月までは59万円、同年6月から同年12月までは50万円であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年1月1日から16年1月31日まで

申立期間はA社にB業務担当役員として勤務していたが、社会保険庁の記録では、厚生年金保険の標準報酬月額が、さかのぼって引き下げられている。当時、社長に呼ばれて、「標準報酬月額をさかのぼって引き下げ、差額を社会保険料の滞納分に充てる。」と言われ、やむを得ず同意した。

申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によれば、申立人が勤務していたA社は、平成18年3月7日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなったことが確認できるところ、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額の記録は、16年2月24日付けで、14年1月から15年5月までは59万円から9万8,000円に、同年6月から同年12月までは50万円から9万8,000円に、それぞれさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

また、当時の事業主に照会したところ、「当時、滞納していた社会保険料に充当するため、社会保険事務所に対し、自分と申立人の標準報酬月額の引き下げに同意した。」と供述している一方で、社会保険事務所が保管する当該事業所の滞納処分票において、事業主が平成16年2月6日に社会保険事務所を訪れ、役員2人の月額変更届の提出、従業員全員に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失等について協議した旨の記載が確認できるとともに、月額変更によって減額される滞納額の試算と考えられるメモも確認できるほか、社会保険庁のオンライン記録によると、標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正された

のは申立人及び事業主の二人であったことが確認できる上、事業主を除く従業員の全員が同年1月31日に同保険被保険者資格を喪失したことが確認できる。

さらに、申立人から提出のあった平成14年2月分及び15年10月分の給与支払明細書により、申立人が、14年2月には60万円、15年10月には50万円の給与の支払いをそれぞれ受け、いずれも、社会保険庁が当初記録していた標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

加えて、商業登記簿謄本の記録によると、申立人は、申立期間においてはA社の取締役であったことが確認できるが、申立人は、「自分はB業務担当役員であり、社会保険事務には関与していない。」と供述している上、申立人が当該事業所で社会保険事務を担当する常務取締役であったとする者も、「滞納した社会保険料に係る社会保険事務所とのやり取りは、すべて社長が行っていた。」と供述しているほか、社会保険庁のオンライン記録により、申立人と同日の平成16年1月31日に当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことが確認できる23人に照会したところ、回答があった6人のうち申立人に係る供述が得られた5人は、いずれも、「申立人は給与、経理及び社会保険事務のいずれにも関与していなかった。」と供述していることを踏まえると、申立人は、当該減額訂正処理に関与していなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、平成16年2月24日付けで行われた^{そきゅう}遡及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、社会保険事務所においてこのような処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、平成14年1月から15年5月までは59万円、同年6月から同年12月までは50万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間①に係る標準報酬月額は、53万円であったと認められることから、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額を訂正することが必要である。

申立人の申立期間②に係るA社における資格喪失日は、平成5年4月1日であると認められることから、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を同日に訂正することが必要である。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、53万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年4月1日から5年2月26日まで
② 平成5年2月26日から同年4月1日まで

申立期間①は、A社に勤務していたが、社会保険庁の記録では、厚生年金保険の標準報酬月額が、さかのぼって減額訂正されていることが判明した。

申立期間①の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

申立期間②は、申立期間①に引き続き、同社に継続して勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間②について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、社会保険庁のオンライン記録によれば、申立人の当該期間における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていた。

しかし、社会保険庁のオンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である平成5年2月28日から後の同年5月7日付けで、申立期間①の標準報酬月額が、さかのぼって15万円に減額訂正されていることが確認できる上、申立人のほか当該事業所の代表取締役を始

めとする 12 人も、同日付けで標準報酬月額をさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所においてこのような処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間①において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から 53 万円に訂正することが必要であると認められる。

- 2 申立期間②については、申立人の複数の同僚及び社会保険庁のオンライン記録により、申立期間②前後に A 社において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる複数の者の供述から判断すると、申立人が、申立期間②において、当該事業所に継続して勤務していたことが認められる。

一方、社会保険庁のオンライン記録によると、当該事業所は平成 5 年 2 月 28 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなり、その直後である同年 4 月 1 日に再度、厚生年金保険の適用事業所となっているが、その前後において当該事業所の事業主及び事業所所在地は同一であり、申立人を含む同年 2 月 26 日に資格喪失をした従業員のほぼ全員が同年 4 月 1 日に在籍している上、商業登記簿謄本の記録においても解散の形跡は無いことを踏まえると、申立期間②において同事業所は適用事業所としての要件を満たしていたと認められ、社会保険事務所において適用事業所に該当しなくなったとする旨の処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者記録によると、平成 5 年 2 月 26 日に資格喪失し、同年 4 月 1 日に資格取得していることが確認できるところ、その資格喪失の処理が、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日より後の同年 3 月 29 日付けでさかのぼって処理されている上、その後の同年 4 月 6 日付けで、同年 4 月 1 日に資格取得した旨の処理が行われていることが確認できるが、事業所及び従業員の勤務の継続を踏まえると、このような事務処理は不自然である。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成 5 年 2 月 26 日に資格喪失した旨の処理及び当該事業所が適用事業所に該当しなくなったとする処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の当該事業所における資格喪失日は同年 4 月 1 日であると認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立期間①について訂正する申立人の A 社に係る平成 5 年 1 月の標準報酬月額及び当該事業所に係る同年 4 月の社会保険庁のオンライン記録から 53 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和47年7月11日、資格喪失日に係る記録を同年12月30日とし、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月11日から同年12月30日まで

申立期間はA社B支店で臨時職員として継続して勤務しておりC業務に従事していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。一緒に勤務していた同僚には同保険の加入記録があるのに、自分だけ記録が無いのは納得できない。

厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚が、「申立人とは、昭和47年7月から同年12月までA社B支店で同じ6か月雇用の長期臨時職員として一緒にC業務に従事しており、自分と同期採用、同期退職であった。」と供述しているほか、社会保険事務所の記録により、申立期間において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者が、「申立人は自分と同じ臨時職員であり、申立期間当時、一緒にC業務に従事していた。」と供述していることから判断すると、申立人は、申立期間においてA社B支店に勤務していたことが認められる。

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚3人は、社会保険事務所の記録によると、いずれも、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる。

さらに、申立人は、「当該事業所における同期採用者は4人か5人であった。」

と供述しているところ、社会保険事務所の記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和47年7月11日に同保険の被保険者資格を取得した者は4人であったことが確認できるほか、上述の申立人の同僚が、「申立期間当時の臨時職員数は8人から10人であった。」と供述しているところ、社会保険事務所の記録によると、申立期間における同保険被保険者数は8人であったことが確認でき、それぞれ供述のあった臨時職員数と被保険者数はおおむね合致しているため、当時、当該事業所においては、ほぼすべての臨時職員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の複数の同僚のA社B支店に係る昭和47年7月から同年11月までの社会保険事務所の記録から判断すると、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立期間の被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考え難い上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和47年7月から同年11月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

北海道厚生年金 事案 1484

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和26年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月1日から27年5月19日まで

昭和23年5月から57年10月まで、C社（昭和26年8月29日にD社に改組）に勤務した。

社会保険事務所に当該事業所における厚生年金保険の加入状況について照会したところ、昭和23年5月から26年3月までは、E事業所F出張所において厚生年金保険の加入記録が確認でき、また、27年5月から57年10月まではA社及びD社において厚生年金保険の加入記録が確認できるが、申立期間は、加入記録が確認できないとの回答があった。

申立期間について、年金記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の厚生年金保険被保険者記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、D社が保管する申立人の人事記録の写し及び給与明細表の写しから、申立人はC社に昭和23年5月1日から継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、D社が保管する申立人の給与明細表の写し及び昭和27年5月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、C社は、申立期間において、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。しかし、申立期間当時、E事業所直営店の事業主体切替えに当たっては、切替え後組織される事業所に業務を提供する者を事業所の被用者として厚生年金保険法を適用することとされており、C社は、E事業所直営店の事業主体変更後のA社に業務を提供していたことから、申立人は、申立期間当時、A社において厚生年金保険法の適用を受けていたと認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社では、厚生年金保険被保険者資格取得届における資格取得日を昭和27年5月19日として届け出たため、26年4月から27年4月までの保険料を納付していないとしていることから、B社が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和26年4月から27年4月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B事業所における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和26年10月15日）及び資格取得日（昭和28年12月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年10月15日から28年12月1日まで
昭和25年3月、A社B事業所に採用となり、37年5月に退職するまで継続して勤務した。

同社に勤務していた間に一時期、同社の関連会社であるC社に出向したが、出向期間中は、勤務場所も出向前と同じ親会社のA社B事業所のD課内で仕事をしており、業務内容も出向前と全く同じE業務であった。

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、関連会社のC社に出向していた期間について、加入記録が確認できないとの回答であった。

申立期間について、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A社B事業所において昭和25年3月12日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、26年10月15日に同資格を喪失後、28年12月1日に同社において再度同資格を取得しており、26年10月から28年11月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、申立人は、昭和26年10月にA社B事業所から関連会社のC社に出向となったが、出向後の業務内容はA社B事業所のE業務であり、勤務場所も同社D課内であったとし、出向前後において、業務内容及び勤務形態に変更が

無かったとしているところ、申立人と同じく A 社 B 事業所から C 社に出向となったとする同僚は、「申立人は、A 社 B 事業所に入社後、自分と同じ D 課に配属となった。申立人は、申立期間である昭和 26 年ごろ、E 業務を強化するため、関連会社である C 社が設立され、C 社に異動となった。異動と言っても、親会社である A 社 B 事業所の D 課で行っていた従来の業務をそのまま引き継いただけであるから、申立人は席も替わらず、仕事の内容も変わらなかった。」と供述しており、申立人の供述と符合する。

また、申立人は、出向先の C 社の給与は、出向元の A 社 B 事業所から支給されていたと供述しているところ、申立人と同じく A 社 B 事業所から C 社に出向となったとする先の同僚からも同様の供述があった上、社会保険事務所の記録によると、この同僚は、出向元の A 社 B 事業所において継続して厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、C 社に出向期間中も出向元である A 社 B 事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得していたことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において A 社 B 事業所に継続して勤務し（昭和 26 年 10 月 15 日に A 社 B 事業所の関連会社である C 社に在籍出向）、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る A 社 B 事業所における昭和 26 年 9 月及び 28 年 12 月の社会保険事務所の記録から判断すると、8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所が昭和 40 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主は死亡していることから確認することができないが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 26 年 10 月から 28 年 11 月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料を充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和30年3月1日、資格喪失日に係る記録を31年11月1日とし、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年3月1日から31年11月1日まで

B業務に必要な資格を持ってA社に入社したのに、厚生年金保険の加入記録が無い。

同時期に当該事業所に入社した妻は、厚生年金保険の加入記録があるのに、自分だけ無いのは何らかの誤りによって加入記録が消失したものと考えられるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社に係る厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる同僚一人及び申立人の妻の合計二人が「申立人とは申立期間において当該事業所で一緒に勤務していた。」と供述していること、複数の同僚等に係る申立人が記憶している各人の入社日及び退社日と当該事業所における厚生年金保険被保険者名簿に記録されている各人の被保険者資格取得期間がほぼ一致すること、及び申立人は「当該事業所には、公共職業安定所の紹介で昭和30年の春先に入社しB業務担当として勤務していたが、31年8月ごろから給料の遅配があったので、ほとんどの従業員は退社した。しかし、自分は何人かと一緒に残務整理をしていたので、同年10月末日までは当該事業所に勤務していたと思う。」と当該事業所における自身の勤務状況を具体的に供述

していることから判断すると、申立人は、申立期間に当該事業所で勤務していたことが認められる。

また、社会保険事務所の保管する当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立人が記憶しているC職1人、同僚4人及び経理担当課長1人の合計6人については、全員、申立期間において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる上、この中には申立人が「自分と同じB業務担当であった。」とするC職1人及び同僚2人の合計3人の名前も含まれていることが確認できる。

さらに、申立人が記憶している前述の同僚のうちの1人であり、所在が確認できた同僚（D業務担当）は「当該事業所においてB業務担当は4人おり、そのうちの1人がC職で、他は申立人を含めた3人であった。」と供述しており、申立人が記憶するB職数と一致するとともに、上述のとおり、申立人を除く3人は社会保険事務所の保管する当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間において厚生年金保険の被保険者資格を取得していたことが確認できる。

加えて、申立人の妻が記憶している自身の入社日と同人の当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格取得日は一致している上、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間前の昭和30年2月1日に当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる者の前事業所における被保険者資格喪失日は同日付けであることが社会保険庁のオンライン記録から確認できることから、当該事業所においては、試用期間等も無く、従業員は入社時から厚生年金保険の被保険者資格を取得していたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と年齢が近く当該事業所において同職種である同僚の標準報酬月額から1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も死亡していることから、保険料を納付したか否かについて確認することができないが、申立期間の被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない。また、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後の被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届も提出されているはずであり、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所

は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

北海道国民年金 事案 1334

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年2月から62年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年2月から62年3月まで

私は、昭和60年2月に国民年金の加入手続をし、当時は失業中であったので、同時に免除の手続をしたが、納付記録を見ると申請免除の記録となっていない。

私は、国民年金への加入は国民の義務であるとの認識であり、免除の申請をする以上は、中途半端な手続をした覚えは無く、加入した当初から免除申請しているはずであるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出日等から、申立人の国民年金加入手続は昭和62年7月から同年10月ごろに行われたと推認される上、社会保険庁のオンライン記録によると、同年4月から免除となっていることから、加入手続と同時に免除の手続をしたという申立人の主張は裏付けられるものの、申立期間当時の制度上、国民年金保険料免除の手続は申請のあった日の属する月前における直近の基準月（基準月は1月、4月、7月、10月。仮に昭和62年7月に申請した場合は同年4月が直近の基準月となる。）より前の期間については、さかのぼって行うことはできない。

また、申立人の妻の昭和62年度の保険料については、昭和62年7月まで納付済みであり、同年8月から申請免除期間となっていることから、申立人及びその妻は、同年7月ごろに申請免除手続を行ったと考えるのが自然である。

さらに、申立人が申立期間の免除の申請をしていたことを示す関連資料は無い上、ほかに申立人に対し国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料について、免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年12月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月から52年3月まで

昭和45年12月に長女が生まれた時、私は国民年金の必要性を感じ、母親からも勧められたことから、同月にA市B支所で国民年金の加入手続を行った。保険料の納付については、長女を背負って近くの郵便局で納付した記憶があるので、未納とされている申立期間の保険料の納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、長女が誕生した昭和45年12月ごろに国民年金に加入し、A市内の郵便局で国民年金保険料を納付したと主張しているが、社会保険事務所に保管されている特殊台帳（マイクロフィルム）では、申立人は52年4月から国民年金の任意加入者と記録されており、同事務所の国民年金手帳記号番号払出管理簿の記録から、申立人に対し同手帳記号番号が払い出されたのは、52年6月であることが確認できることから、申立人の国民年金加入手続は、このころに行われたものと推認できる。

また、A市には、申立期間に係る国民年金被保険者名簿は保管されていない上、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらないことから、申立期間当時は、国民年金の未加入期間であったものと推認できる。

さらに、A市では申立期間当時、国民年金手帳は同市で保管した上、被保険者に対し「預り証」を交付しており、昭和49年4月には、同手帳の保管を廃止し郵送で被保険者に返却していたが、申立人にはその記憶が無い上、申立人の夫の転勤でA市からC町に転居した以降の期間については、国民年金に係る手続及び保険料の納付方法などの申立人の記憶も曖昧である。

加えて、申立期間について国民年金保険料が納付されたことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)は無い上、ほかに保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額の記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 11 月 1 日から 12 年 8 月 15 日まで
申立期間は、A社に勤務し、月額 44 万円程度の給与を受給していたが、社会保険事務所の記録によると、標準報酬月額が 22 万円となっているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人が代表取締役を務めていたA社は、平成 12 年 8 月 15 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できるところ、その後の同年 8 月 24 日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額（44 万円）が、11 年 11 月 1 日までさかのぼって 22 万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、申立人の妻が保管する年末調整一覧表により、申立人の申立期間に係る給与はほぼ月額 44 万円であり、報酬に見合う厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

しかしながら、i) 申立人は当該事業所の代表取締役であること、ii) 社会保険事務所の記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった時点で保険料を滞納していたことが確認でき、社会保険事務を担当していた取締役である申立人の妻も保険料の滞納があったとしている上、申立人の妻は、「代表取締役である申立人の了解の上、事業所の全喪届及び申立人を含む従業員の健康保険任意継続の届出を行った。」と供述していること、iii) 社会保険庁のオンライン記録によると、申立人の健康保険任意継続に係る標準報酬月額は、減額訂正後の標準報酬月額であることが確認できる上、当該事業所の申立期間に係る厚生年金保険被保険者 6 人のうち申立人、取締役である申

立人の妻及び息子の3人について標準報酬月額^{そきゅう}の遡^{さく}及訂正がされていることを踏まえると、申立人が、当該標準報酬月額の訂正に係る届出に関与していなかったとは認め難い。

これらの事情を総合的に判断すると、当該事業所の代表取締役である申立人が、自らの標準報酬月額の記録訂正に関与しながら、この減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①における厚生年金保険の標準報酬月額記録については、訂正を認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 11 年 11 月 1 日から 12 年 7 月 25 日まで
② 平成 12 年 7 月 25 日から同年 8 月 15 日まで

申立期間①は、A社に勤務し、月額 20 万円の給与を受給していたが、社会保険事務所の記録によると、標準報酬月額が 9 万 8,000 円となっているので、訂正してほしい。

また、申立期間②について、厚生年金保険の加入記録が確認できないが、平成 12 年 8 月 14 日まで当該事業所に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人が取締役を務めていたA社は、平成 12 年 8 月 15 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できるところ、その後の同年 8 月 24 日付けで、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額 (20 万円) が、11 年 11 月 1 日までさかのぼって 9 万 8,000 円に減額訂正されていることが確認できる。

また、申立人が保管する年末調整一覧表により、申立人の申立期間①に係る給与はほぼ月額 20 万円であり、報酬に見合う厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

しかしながら、i) 申立人は当該事業所の取締役であり、経理及び社会保険関係の事務を担当する副社長して社印も管理し、当該事業所の経営に関し

て代表取締役である申立人の夫と一体となっていたとしていること、ii) 社会保険事務所の記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった時点で保険料を滞納していたことが確認でき、申立人も保険料の滞納があったとしている上、申立人は、「代表取締役である夫の了解の上、事業所の全喪届及び夫を含む従業員の健康保険任意継続の届出を行った。」と供述していること、iii) 社会保険庁のオンライン記録によると、代表取締役である申立人の夫の健康保険任意継続に係る標準報酬月額^{そきゅう}は、減額訂正後の標準報酬月額であることが確認できる上、当該事業所の申立期間①に係る厚生年金保険被保険者6人のうち申立人、代表取締役である申立人の夫及び息子の3人について標準報酬月額^{そきゅう}の遡^{さく}及訂正がされていることを踏まえると、申立人は当該事業所の担当取締役として、標準報酬月額の減額訂正に係る事業所の意思決定について一定の責任を有していたと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、当該事業所における社会保険事務の担当取締役である申立人が、自らの標準報酬月額の記録訂正に関与しながら、この減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間①について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

- 2 申立期間②について、当該事業所に申立人と一緒に勤務していたとする複数の同僚の供述及び商業登記簿謄本の記録から判断すると、申立人は申立期間②において、当該事業所に勤務していたものと推認できるものの、社会保険事務の担当取締役である申立人は、既に当該事業所は倒産し、当時の社会保険関係の資料は保存していないとしていることから、申立てに係る関連資料を得ることができない。

また、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人は当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格を平成12年7月25日に喪失し、同日に当該事業所の代表取締役である申立人の夫の健康保険の被扶養者となっていることが確認できる。

さらに、申立人が保管する平成12年の年末調整一覧表により確認できる健康保険料及び厚生年金保険料の控除額は、申立人が厚生年金保険の被保険者である12年1月から同年6月までの6か月分の金額に一致し、申立期間②に係る厚生年金保険料の控除は確認できない上、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

なお、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人は申立期間②において国民年金の第3号被保険者であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1489

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年6月3日から同年10月5日まで

昭和33年6月3日にA社に再度入社し、46年11月30日に同社がB社に合併後も継続して57年11月30日まで勤務したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

間違いなく勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、申立人が保管している退職所得の源泉徴収票、厚生年金基金一時金裁定通知書及び同僚の供述により、申立人が申立期間にA社に勤務していたと認められる。

しかしながら、当該事業所の業務を承継するB社では、当時の厚生年金保険関係の資料が保存されていないとしている上、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の厚生年金保険の適用等について関連資料及び供述を得ることができない。

また、当時の事務担当者は「当時は、厚生年金保険の適用については、現場の従業員には3か月から4か月の試用期間を設けており、再度入社の場合も同様の取扱いを行ったと記憶している。」としており、入社時期の供述を得られた同職種の同僚8人のうち7人は「入社後、すぐには厚生年金保険に加入できなかった。」と供述している上、社会保険事務所の記録によると、いずれも入社2か月から4か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人が保管するB社厚生年金基金における厚生年金基金一時金裁定通知書において、申立人の退職一時金の(みなし)加算適用開始年月日は昭

和 33 年 6 月 3 日と記載されているものの、当該基金は 55 年 1 月 1 日に設立されており、社会保険事務所の記録において、申立人は同日に厚生年金基金に加入していることが確認できる上、同通知書の(みなし)加算適用開始年月日は、退職一時金裁定に際して入社日が記載されるものであり、申立人の厚生年金保険被保険者期間を証明するものではない。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

なお、申立人は申立期間中に健康保険証を使用した記憶があり、厚生年金保険にも加入していたはずであると申し立てているが、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は申立期間より前の昭和 30 年 10 月 1 日から組合健康保険の適用になっていることが確認できるところ、組合健康保険の加入手続は厚生年金保険とは別々に行われることから、組合健康保険に加入していたとしても厚生年金保険に加入していたとは言えない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 1 日から 33 年 4 月 1 日まで

昭和 31 年 4 月 1 日に A 組合（現在は、B 組合）に就職し、33 年 6 月に退職するまで同組合に勤務していた。しかし、社会保険事務所に照会したところ、同組合における厚生年金保険の加入期間は、同年 4 月 1 日から同年 6 月 20 日までであるとの回答があった。

同組合に就職した当初は、C 職の助手であったが、昭和 32 年 3 月に自動車運転免許を取得してからは、C 職として D 業務をしていたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された申立人に係る昭和 31 年夏季手当支給額が記載されている書面及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間において A 組合に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当該事業所を継承した B 組合に申立人の厚生年金保険の適用状況について照会したところ、同組合は、「貸金台帳が無く、確認できない。」と回答している上、申立期間当時の事業主及び社会保険事務担当者は所在不明又は既に死亡しているため、申立ての事実を裏付ける関連資料及び供述を得ることはできない。

また、当該事業所における厚生年金保険の加入手続については、i) 申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとして名前を挙げた同僚 6 人のうち、所在が特定できた一人に照会し、回答を得られたが、当該同僚は、「A 組合に勤務した当初は正職員ではなかった。見習期間は 2 年間あったと思う。」と供述していること、ii) 社会保険事務所の記録により、申立期間前後に当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる同僚のうち、所在が特定できた 4 人に照会したところ、全員から回答があり、このうち入社時点の

勤務実態に関する供述が得られた二人のうち一人については、自身が記憶している入社日から4か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できること、iii) 当該事業所から提出された「昭和31年夏季手当支給額」及び「昭和31年度年度末手当」と題する書面には、申立人、及び申立人が一緒に当該事業所に就職していたとする中学校の同級生一人の氏名が記載されているが、当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、申立人及び当該同級生の名前が記載されていないことから判断すると、申立期間当時、当該事業主は、採用後一定期間をおいてから厚生年金保険の加入手続を行っていたものと考えられる。

さらに、申立人の厚生年金保険の加入記録について、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者記号番号払出簿を調査した結果、申立人に係る資格取得日はいずれも昭和33年4月1日と記録されており、その記載内容に訂正等はなく、社会保険事務所の事務処理に不自然さはみられない。

加えて、申立人が申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1491

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額の記事については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 1 月 1 日から 6 年 10 月 1 日まで

社会保険事務所の記録によると、A社における厚生年金保険の加入期間のうち、平成 5 年 1 月から 6 年 9 月までの期間について、標準報酬月額が実際の報酬月額より低い額になっていると思われるため、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

商業登記簿謄本及び社会保険庁のオンライン記録から、申立人は申立期間当時、A社の取締役として同社に在籍し、厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録によると、当該事業所は、平成 6 年 12 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているが、その後の 7 年 1 月 12 日付けで、申立人の当該事業所における厚生年金保険の標準報酬月額の記録が 5 年 1 月から同年 9 月までの期間については 53 万円から 30 万円に、6 年 5 月については 53 万円から 34 万円にそれぞれさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

さらに、申立人は「平成 7 年 1 月 5 日ごろ、B 社会保険事務所の職員が来社し、自分の立会いの下で財産の差押えが執行された。」と供述していることから、申立期間当時、当該事業所は社会保険料を滞納していたことが確認できる。

一方、申立人は標準報酬月額の減額訂正については承知していなかったと主張しているが、申立人は当該事業所の取締役として、i) 経理全般の管理、資金繰り及び社会保険事務を担当していたと複数の同僚が供述していること、ii) 当該事業所の社会保険事務の委託を受けていた社会保険労務士は、申立人が当該事業所の財務担当であったと供述していること、iii) 社会保険事務所の

記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった時点の厚生年金保険被保険者 11 人のうち、申立人を含む役員全員(3人)の標準報酬月額がさかのぼって訂正されていること、iv) 当該事業所が倒産した時点で、事業主は失踪しており、申立人を含む取締役二人で債務処理を行っていたことが確認できることから判断すると、申立人は当該事業所の担当取締役として、標準報酬月額の減額訂正に係る事業所の意思決定について一定の責任を有していたと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、当該事業所における社会保険事務の担当取締役である申立人が、自らの標準報酬月額の記録訂正に関与しながら、この減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1492

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額の記事については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 5 月 1 日から 7 年 2 月 28 日まで

申立期間は、A社の役員として勤務し、30万円以下の報酬をもらったことは無い。しかし、社会保険事務所の記録によると、A社における厚生年金保険の加入期間のうち、平成5年5月から7年1月までの期間について、標準報酬月額が実際の報酬月額より低い額になっているので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

商業登記簿謄本及び社会保険庁のオンライン記録から、申立人が、申立期間当時、A社の取締役として同社に勤務し、厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である平成7年3月1日より後の同年3月24日付けで、申立人の当該事業所における厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、5年5月から同年9月までの期間については30万円から9万8,000円に、同年10月から7年1月までは53万円から9万8,000円にそれぞれさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

さらに、i) 社会保険事務所の当該事業所に係る執行停止整理簿によると、平成5年度から7年度までの保険料206万4,976円(延滞金を含む。)の滞納があったことが確認でき、申立人も「数百万円にのぼる未納保険料があった。」と供述していること、ii) 申立人は、「代表取締役は、B職のため事務的なことは分からないことから、会社の経営に関する実務は担当していなかった。保険料の未納の件で社会保険事務所から呼出しがあった場合には、私が出頭していた。」と供述していること、iii) 当時の事務担当者及び複数の同僚が、当該

事業所は申立人と代表取締役が共同で経営しており、法人印は申立人が管理するなど、事務全般は申立人がすべて行っていたと供述していること、iv) 社会保険庁のオンライン記録から、当該事業所の全喪日を平成7年3月1日と処理した日が同年3月24日であることが確認できることから判断すると、申立人は当該事業所の担当取締役として、標準報酬月額の変更訂正に係る事業所の意思決定について一定の責任を有していたと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、当該事業所における社会保険事務の担当取締役である申立人が、自らの標準報酬月額の記録訂正に関与しながら、この減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から22年11月1日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みとの回答を受けたが、私は、昭和22年7月ごろにA県からB県の事業所へ移っている上、脱退手当金を請求したことも受け取ったことも無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る脱退手当金の受給については、i) 社会保険事務所が保管する申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する表示は無いが、その他の受給者にも当該表示が無いこと、ii) 申立期間の脱退手当金の支給額は、端数処理の誤りにより1円相違するものの、法定支給額にほぼ一致していること、iii) 申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和23年1月19日に支給決定されていることから、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立期間後に別事業所で厚生年金保険被保険者資格を取得しているが、その厚生年金保険被保険者記号番号は、申立期間のものとは別の記号番号が新たに付番されていることが確認でき、脱退手当金を受給したために記号番号が異なっているものとするのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても受給した事実が無いというのみである上、当時は、通算年金制度創設前であったことを踏まえると、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年8月18日から33年4月ごろまで
申立期間は、引き続きA社に勤務していたので、厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間は引き続きA社に勤務していたとしているが、申立人が名前を挙げた同僚17人のうち所在が確認された12人に照会したところ、そのうち回答が得られた10人のうち8人が、「申立人は、申立期間当時、当該事業所の下請会社であった「B社」に勤務していた。」と述べており、他の二人は不明としている。

また、社会保険事務所の記録から、A社は、昭和41年9月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用についての供述を得ることができない。

なお、社会保険事務所の記録によると、申立人は、昭和33年7月1日にC社において、厚生年金保険被保険者の資格を取得しているが、申立期間当時、C社において同保険の被保険者であったことが社会保険事務所の記録により確認できる者に照会したところ、「私は、昭和30年ごろからA社の下請けであった「B社」に勤務していた。申立人は、自分より先に「B社」で勤務していた。」と述べていることから、前述の8人の同僚及び当該同僚が指す「B社」とは、C社であると判断できる。

また、社会保険事務所の記録から、C社が、厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和32年2月5日であり、申立期間の一部は適用事業所に該当していなかったことが確認できる上、前述の同僚が、「厚生年金保険には、昭和32年2月5日の新規適用時から加入し、給与から保険料が控除されていた

が、厚生年金保険の加入は任意であり、希望者のみが加入していた。」と述べていることから判断すると、事業主は、勤務するすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない実態が見受けられる。

さらに、C社は、昭和39年3月30日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も死亡していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除についての供述を得ることができない。

加えて、申立人が申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 4 月 1 日から同年 8 月 8 日まで
② 昭和 59 年 1 月 27 日から同年 3 月 1 日まで
③ 昭和 59 年 12 月 26 日から 60 年 2 月 9 日まで

申立期間①について、A社（現在は、B社）C事業所には昭和32年4月から就労していた。社会保険事務所の記録によると、厚生年金保険の被保険者資格取得日は同年8月8日になっているが、これは間違いであるので、記録を訂正してほしい。

申立期間②及び③について、D社には、昭和45年3月に入社し、会社の都合で58年12月に一度退職し、勤務に1か月の期間が空くことはあったと思うが、社会保険事務所の記録のように二度にわたり、それぞれ数か月も期間が空くことは無かったと記憶しているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 継承会社のB社が保管する従業員名簿及び申立人と一緒に勤務していた複数の同僚の供述により、申立人が、申立期間①中からA社C事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、当該従業員名簿によると、申立人の雇入日は昭和32年8月8日であり、厚生年金保険の資格取得日と一致する上、それまでの職名は臨時と記載されている。

また、B社は、「従業員名簿以外の資料は散逸しているため、詳細の確認は不能である。」と回答していることから、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の適用状況や保険料控除について確認することができない。

さらに、社会保険事務所の記録によると、申立人が、自分と同時に入社したとしている者3人の当該事業所における厚生年金保険被保険者の資格取

得日も、それぞれ昭和 32 年 8 月 8 日、同年 9 月 1 日及び同年 5 月 2 日であることが確認でき、申立人と同様に、入社日から数か月後に厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる。

加えて、社会保険事務所の記録により、申立期間①当時に当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者及び申立人と同時期に被保険者資格を取得していることが確認できる者 9 人に照会し、7 人から回答が得られたが、このうちの一人は、「昭和 32 年 4 月から働いていたが、本採用となったのは同年 8 月ごろであった。それまでは見習い期間であった。」と述べており、他の一人は、「当該事業所では昭和 32 年 2 月ごろから勤務していた。」と述べているところ、社会保険事務所の記録によると、自身の記憶する入社日から、それぞれ 5 か月後及び 6 か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることを踏まえると、事業主は、従業員ごとに判断し、厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

その上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶は無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②及び③について、D 社に照会したが、当時の資料は保存されていないため、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用について確認できる関連資料を得ることができない。

また、雇用保険の加入記録と厚生年金保険の被保険者記録の当該事業所に係る資格取得日及び資格喪失日（離職日の翌日）は、すべて合致していることが確認できる。

さらに、社会保険事務所の記録によると、当該事業所における同僚 13 人についても、昭和 58 年度及び 59 年度は、申立人と同様に、厚生年金保険の被保険者記録にそれぞれ数か月間の加入記録が無い期間が存在することが確認できるとともに、このうちの複数の者が、「当時、冬期間の仕事が無く工場が閉鎖され、いったん解雇された。この間は厚生年金保険の被保険者資格も喪失し、給与の支給もなく保険料も控除されていない。」と述べている。

加えて、雇用保険の給付記録によると、申立人は、申立期間②及び③については、求職者給付金を受給していることが確認できる上、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、当該事業所の厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和 58 年 12 月 27 日及び 59 年 12 月 26 日以降は、健康保険の任意継続被保険者となっていることが確認できる。

その上、申立人は、申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い上、このほか、申立人の申立期間②及び③の申立てに係る事実を確認できる関連

資料及び周辺事情は無い。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 2 月 1 日から 52 年 3 月 1 日まで

昭和 44 年 12 月から A 市にあった B 社に事務担当者として勤務し、49 年か 50 年に同社の社長から「自分の兄が C 市で経営する D 社が忙しいので手伝ってほしい。」と言われて、D 社に移籍したが、同社に勤務していた申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。D 社は、その後 B 社 C 支店に名称が変わった。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D 社の当時の事業主、申立人の同僚、及び社会保険事務所の記録により、B 社及び同社 C 支店で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる複数の者の供述から判断すると、申立人が、申立期間において D 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、D 社が厚生年金保険の適用事業所に該当していた形跡は無い上、当該事業所の事業主であった者に照会したものの、当時の資料は廃棄されているため、当該事業所に係る同保険の適用状況等について確認することはできなかった。

また、社会保険事務所の記録によると、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚 4 人のうち二人については、申立人と同様に、昭和 51 年 2 月 1 日に B 社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、52 年 3 月 1 日に同社 C 支店で同資格を取得するまでの期間において厚生年金保険に加入していた形跡が無い上、これらの者から申立期間において給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかったほか、他の

二人については、いずれも、52年5月1日にB社で同保険の被保険者資格を喪失し、同日に同社C支店で同資格を取得したことが確認でき、このうち一人は、「自分は昭和52年5月までB社A店に勤務した後、すぐに同社C支店に異動しており、この間、D社には勤務していない。」と供述しているとともに、他の一人は既に死亡していることから、同人の勤務状況等については確認することができない。

さらに、社会保険事務所の記録により、申立人と同様に昭和52年3月1日にB社C支店で厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できるとともに、生存及び所在が確認された者4人に照会したところ、回答があった3人は、それぞれ、48年4月から、51年春から、51年3月からD社に勤務していたと供述しているものの、これらの者は、いずれも、D社に入社したとする時期からB社C支店で同保険の被保険者資格を取得するまでの期間において同保険の被保険者であった形跡が無い上、これらの者からも同保険の被保険者資格を取得する以前の期間において給与から同保険料を控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

加えて、社会保険事務所の記録によると、申立人は、昭和44年12月1日から51年2月1日まで、D社に移籍したとする49年又は50年ごろ以降の期間を含めてB社で継続して同保険の被保険者であったことが確認できるとともに、上述の申立人の同僚4人のうち申立人と同様に51年2月1日にB社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、52年3月1日に同社C支店で同資格を取得したことが確認できる者二人に照会したところ、回答があった一人は、「昭和48年9月にB社A店からD社に移籍した。」と供述しているものの、同人も41年4月11日から51年2月1日まではB社で継続して同保険の被保険者であったことが確認できる一方で、これらの者は、いずれも同年2月1日に同保険の被保険者資格を喪失したことが確認できることを踏まえると、当時、B社からD社に移籍した者については、B社で引き続き同保険に加入させる取扱いがあったと考えられるものの、何らかの理由により、これらの者については同年2月1日で同保険の被保険者資格を喪失させる取扱いがあったものとするのが妥当である。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1497

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
平成 4 年 9 月、A 社に入社した。

当該事業所は月給制の固定給であり、給与は 38 万円程度でほとんど変わらなかったが、社会保険庁の記録によると、申立期間のみ標準報酬月額が 18 万円と低額になっている。

当該事業所に勤務中、給与支給額が 20 万円も引き下げられたことは無く、社会保険庁の記録は誤りであることから、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、平成 7 年 4 月 1 日付けで、申立人の A 社に係る標準報酬月額が、月額変更届により 38 万円から 18 万円に減額変更されていることが確認できるが、この月額変更届の基準となる期間（申立期間直前の平成 7 年 1 月から同年 3 月までの冬期間）の勤務について、申立人は、「当該事業所では冬期間も仕事があり、通常どおり勤務し、給与もほとんど変わらず月額固定給として 38 万円程度が支給されていた。」と主張している。

しかしながら、事業主は、「当社は平成 12 年 6 月に倒産しており、人事関係の資料は処分してしまったため、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用状況について確認できないが、当社は B 業であり、冬期間は仕事がなくなるため、給与が 20 万円ぐらい下がることはあった。夏期間の仕事が入るのが 6 月中旬であったことから、申立期間において、申立人の標準報酬月額が下がることは不自然ではなく、社会保険庁の記録のとおり届け出たと思われる。」と供述している。

また、当該オンライン記録によると、申立期間当時、当該事業所において、

申立人のほかに計5人が厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるが、このうち、事業主及び申立人と身分が異なるとされる同僚一人を除いた残りの同僚3人は、申立期間において、いずれも申立人と同じく標準報酬月額が月額変更届により減額変更されている。

さらに、上記の同僚3人のうち、連絡が取れた同僚二人の妻は、いずれも「A社では、冬期間は仕事が少なく、給与も激減した。」と供述しており、これは先の事業主の供述と符合する。

加えて、社会保険庁のオンライン記録では、申立人の標準報酬月額に係る訂正が、さかのぼって行われた形跡も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料や周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1498

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 7 月 1 日から平成 4 年 3 月 25 日まで

A社に勤務していた期間のうち、昭和 53 年 8 月分から平成 4 年 1 月分までの給与明細書を所持しているが、社会保険庁に記録されている標準報酬月額は、給与明細書に記載されている給与額を下回る額となっている。

給与明細書が残っていない期間についても、当時の給与額よりも低い標準報酬月額が記録されていると考えられることから、申立期間について標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

2 申立期間のうち、昭和 53 年 8 月から平成 4 年 1 月までの期間については、申立人が保管する給与明細書に記載された給与支給額は、社会保険庁で記録されている標準報酬月額よりいずれも高額であるものの、当該期間については、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、同庁が記録している標準報酬月額と一致しているか又は低額であることから、いずれも、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

3 申立期間のうち、昭和46年7月から53年7月までの期間及び平成4年2月については、申立人は、給与明細書は所持していないものの、給与明細を所持している昭和53年8月から平成4年1月までの期間の給与支給額が、社会保険庁で記録されている標準報酬月額よりいずれも高額であることから、当該期間における申立人の給与支給額についても、社会保険庁で記録されている標準報酬月額より高額であったことは推定できる。

しかしながら、A社は、10年以上前の賃金台帳等の資料は廃棄していることから、申立人の当該期間の報酬月額及び保険料控除について確認することができないとしている。

また、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者原票を確認しても、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、社会保険庁のオンライン記録とも一致しており、また、さかのぼって標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無い。

さらに、申立人が給与明細書を所持している昭和53年8月から平成4年1月までの期間については、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、同庁が記録している標準報酬月額と一致しているか又は低額であることから、申立人が給与明細書を所持していない当該期間についても、事業主が源泉控除していた厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額が、社会保険庁が記録している標準報酬月額より高額であったとは考え難い。

4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1499

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 7 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
② 昭和 32 年 6 月 16 日から 33 年 1 月 1 日まで

申立期間①は、A社（現在は、B社）C出張所が実施する事業の下請事業所であったD社（現在は、E社）に、また、申立期間②は、F社（現在は、G社）H出張所が実施する事業の下請事業所であったI社に採用され、両期間ともJ業務に従事した。

両期間とも、健康保険と雇用保険には加入していたので、厚生年金保険にも加入していたと思うが、厚生年金保険の加入記録が無いので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人から提出のあったK省L局M部が作成した経歴表(写し)によると、申立期間①については、昭和31年7月1日から同年11月30日まで「A社C出張所に就職」、申立期間②については、32年6月16日から同年12月31日まで「F社H出張所に就職」と記録されているが、K省L局M部では、この経歴表について「本人の履歴書等に基づき記載したものと思われるが、詳細は不明である。経歴表は備忘録的なものとして作成され、前歴についての確認を関係機関に行ったか否かは不明である。」と回答していることから、申立人の両申立期間における各事業所の勤務状況について確認することができない。

また、申立人が社会保険事務所に提出した申立書によると、申立人は両申立期間とも期間雇用者として各事業所に勤務していたと回答している。

2 申立期間①について、申立人が申立期間①と一緒に勤務したとする同僚二人は、社会保険事務所が保管するD社に係る厚生年金保険被保険者名簿に名前の記載が無く、申立人によると二人共明治生まれであり、所在が不明であ

るとしていることから、申立期間①当時の申立人の勤務状況等について確認することができない。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間①当時に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる同僚3人は「申立期間①当時に、A社の下請けでC町においてJ業務を行ったか否かは分からない。また、申立人のことも記憶が無い。」と供述していることから、申立人の申立期間①における勤務状況等について確認することができない。

さらに、E社では、「申立期間①当時に、C町においてA社からJ業務を受注していたか否かは不明であり、当時の資料も無いため、申立人のことは分からない。」と供述しているとともに、申立人は当該事業所を地元の会社であったとしているのに対し、当該事業所はN市に所在しており「当社はO地区方面で業務を展開しており、申立期間①当時にC町方面でJ業務を行ったことは無いと思う。」と供述している。

加えて、i) A社C出張所名で厚生年金保険の適用事業所となった記録は存在しないこと、ii) 昭和18年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となったA社では「申立期間①当時の資料は無く、申立人の勤務状況等については不明である。」と供述していること、iii) 社会保険事務所が保管するA社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間①当時に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる者5人に照会したところ、4人から回答があり、このうち3人は「申立期間①当時、C町にA社の出張所があった。」と供述しているものの、4人全員が「申立人の記憶は無い。」と供述している上、その中の一人は「当時は、常用労働者のみが厚生年金保険に加入しており、期間雇用者は加入していなかったと思う。」と供述していること、iv) 社会保険事務所が保管するA社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記憶する前述の同僚二人の名前は無いことから、申立人の申立期間①当時ににおける勤務の状況について確認することができない。

その上、社会保険事務所が保管するD社及びA社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間①に申立人の名前は無く、一方、両名簿に整理番号の欠番も見当たらないことから、D社及びA社において申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立期間①について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い上、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

3 申立期間②について、I社は昭和41年5月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、個人事業所であるため商業登記簿謄本も存在

しないことから、申立期間②当時の当該事業所における役員を特定することができず、申立人の申立期間②における勤務状況等について確認することができない。

また、申立人は「当該事業所は、地元の会社であったと思う。」と供述しているのに対し、社会保険事務所の記録から、当該事業所の所在地はP市であったことが確認でき、申立人の供述と一致しない。

さらに、申立人が記憶する同僚は、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿に名前の記載が無く、申立人によると明治生まれであり、所在が不明であるとしていることから、申立期間②当時の申立人の勤務状況等について確認することができない。

加えて、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間②に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる同僚は「I社ではJ業務をしており、Q地区方面でも事業を行っていたことがあるが、申立人のことは記憶が無い。」としており、申立期間②当時の申立人の勤務状況等についての供述を得ることはできなかった。

その上、i) F社H出張所名で厚生年金保険の適用事業所となった記録は存在しないこと、ii) 昭和23年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となったF社では「申立期間②当時、H町に当社の事業所があり、K省L局S部からJ業務を委託されその事業を下請けに出したこともあるが、下請事業所名は不明である。また、申立期間②当時の資料は無いため、申立人の勤務状況等については不明である。」と供述していること、iii) 社会保険事務所が保管するF社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間②当時に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる者に照会したところ、「申立期間②当時、H町にF社の出張所があったか否かは不明であるが、申立人が期間雇用者であったとしたら、健康保険と雇用保険のみ加入させ、厚生年金保険には加入させていなかったのではないかと思う。」と供述していること、iv) 社会保険事務所が保管するF社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記憶する前述の同僚の名前は無いことから、申立人の申立期間②当時における勤務の状況について確認することができない。

このほか、社会保険事務所が保管するI社及びF社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間②に申立人の名前は無く、一方、両名簿に整理番号の欠番も見当たらないことから、I社及びF社において申立人の記録が欠落したとは考え難い。

また、申立期間②について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い上、申立てに係る

事実を確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1500 (事案 306 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 4 月から 45 年 8 月まで
② 昭和 45 年 10 月から 48 年 5 月まで

申立期間①については、A社に勤務しており、B業務を担当していた。

申立期間②については、C社に勤務しており、D業務を担当していた。

両申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしいと申し立てたところ、年金記録を訂正する必要は無いとの結果が通知された。

その後、新たに二人の協力が得られたとともに同僚等の名前も思い出したので、再度年金記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

両申立期間に係る申立てについては、i) 申立人がA社に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は無く、申立人も事業主と一緒に勤務していた同僚の名前を記憶していないこと、ii) 社会保険事務所の記録によると、当該事業所は、昭和 50 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間①は適用事業所に該当していなかったことが確認できること、iii) 申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用について当該事業所に照会したところ、これらの事実を確認できる関連資料や供述を得ることはできなかつたこと、iv) 当該事業所において厚生年金保険の適用時から加入していた被保険者について、社会保険事務所の厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間①は別の事業所に勤務しているか、あるいは、厚生年金保険に加入した形跡は見当たらないこと、v) 当該事業所における雇用保険の記録においても、申立人の加入記録は存在しないこと (以上、申立期間①)、vi) 申立人がC社に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は無く、申立人も事業主と一緒に勤務していた同僚

の名前を記憶していないこと、vii) 申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用について当該事業主に照会したところ、これらの事実を確認できる関連資料や供述を得ることはできなかったこと、viii) 社会保険事務所の記録から確認できた申立期間に当該事業所に勤務していた者に照会したが、「申立人の名前に記憶が無く、当該事業所における厚生年金保険の加入状況については分からない。」と述べていること、ix) 当該事業所における雇用保険の加入記録においても、申立人の記録は存在しないこと、x) 厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は記載されておらず、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難いこと（以上、申立期間②）等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 11 月 20 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、両申立期間当時における元事業主の関係者各一人の協力を得られたとともに（合計二人）、新たに、申立期間①については同僚の名前、申立期間②についてはC社事業所の所長の名前を思い出したので（合計二人）、両申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしいと主張しているが、これら4人に各申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況等について照会したところ、申立人が各申立期間において厚生年金保険料を給与から控除されていたことを示す具体的な供述及び関係資料の提出が得られなかったことから、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。